

# よくあるご質問

Ver.1.3  
2026年2月26日（木）

令和7年度補正 品目団体等の輸出力強化事業 事務局  
（重要市場の商流維持・拡大緊急対策事業）

**ぐるなび**

# よくあるご質問

分類	質問	回答
制度の基本について	「重要市場」に関する支援の目的は何ですか	重要市場における商流の維持・拡大に向け、日本製品の競争力強化を図り、輸出拡大を実現するための取組に要する費用を補助することです。
制度の基本について	補助対象となる取組の事業内容はどんなものがありますか	①販路拡大、②高付加価値化、③コスト削減の3つが補助対象となる事業内容です。複数の事業内容を同時に実施することもできますが、申請の際は主たる事業内容を1つ選択して申請いただく必要があります。
制度の基本について	「事業実施主体」「連携先」「委託先等」の違いは何ですか	「事業実施主体」は、本事業へ申請し、輸出事業へ主体的に取り組む事業者・団体等を指します。 「連携先」は事業実施主体との契約関係に基づいて、事業実施主体と有機的に連携して輸出に取り組む事業者・団体等を指します。 「委託先等」は、事業実施主体又は連携先からの委託・外注等を受けて、取組の一部を間接的に実施する事業者・団体等を指します。連携先と委託先等との差は次ページをご確認ください。
制度の基本について	概算払いは可能ですか	概算払いはできません。本事業は事業完了後の精算払いのみとなります。

# よくあるご質問

分類	質問	回答
制度の基本について	連携先の企業は決算書等の提出が必要になるため、どのような場合は連携先とする必要があるのかを具体的に教えてください。	事業実施主体が認定品目団体会員要件を満たすことができず、共同実施で認定品目団体会員要件を満たす場合に限り、当該事業者を「連携先」としていただく必要があります。

事業実施主体区分	事業実施主体		共同実施先			共同実施先の申請区分	備考
	輸出実績※1	認定品目団体会員	認定品目団体会員	輸出実績※2	輸出事業実施(=目標設定)		
民間事業者等	○	○	×	—	×	委託先等orその他	
	○	○	×	—	○	委託先等orその他	
	○	○	○	—	×	委託先等orその他	事業実施主体が認定品目団体会員要件を満たしているため、連携先にする必要はない
	○	○	○	—	○	委託先等orその他	同上
	○	×	×	—	×	申請不可※3	認定品目団体会員要件を満たさないため申請不可
	○	×	×	—	○	申請不可※3	認定品目団体会員要件を満たさないため申請不可
	○	×	○	—	×	連携先	共同実施先で認定品目団体会員要件を満たすため、必ず連携先にする
	○	×	○	—	○	連携先	同上

※1 事業実施主体の輸出実績は必須、連携先に輸出実績があっても事業実施主体に輸出実績がなければ、輸出実績の要件は満たさない

※2 事業実施主体の輸出実績要件が必須のため、共同実施先は輸出実績がなくても事業への参加は可能

※3 別の共同実施先が認定品目団体会員要件を満たしていれば、認定品目団体会員ではない共同実施先も事業への参加は可能。その場合「委託先等orその他」として申請すること

# よくあるご質問

分類	質問	回答
制度の基本について	事業実施主体が協議会等の場合で、構成員で認定品目団体会員要件を満たす場合、構成員は連携先になるのでしょうか？	事業実施主体が協議会等の場合、構成員に認定品目団体会員が含まれていれば、事業実施主体が認定品目団体会員要件を満たしていることとなります。構成員は「連携先」ではなく「その他」として申請してください。

事業実施主体	事業実施主体		共同実施先（構成員）			共同実施先（構成員）の申請区分	備考
	輸出実績※1	認定品目団体会員	認定品目団体会員	輸出実績	輸出事業実施（＝目標設定）		
協議会等	—	○	×	○	○	その他	
	—	○	×	○	×	その他	
	—	○	×	×	○	申請不可※3	構成員含めて、輸出実績要件を満たさないため
	—	○	×	×	×	申請不可※3	同上
	—	○	○	○	○	その他	
	—	○	○	○	×	その他	
	—	○	○	×	○	申請不可※3	構成員含めて、輸出実績要件を満たさないため
	—	○	○	×	×	申請不可※3	同上
	—	×	×	○	○	申請不可※2	構成員含めて、認定品目団体要件を満たさないため
	—	×	×	○	×	申請不可※2	同上
	—	×	×	×	○	申請不可※2,3	構成員含めて、認定品目団体要件、輸出実績要件を満たさないため
	—	×	×	×	×	申請不可※2,3	同上
	—	×	○	○	○	その他	
	—	×	○	○	×	その他	
	—	×	○	×	○	申請不可※3	構成員含めて、輸出実績要件を満たさないため
—	×	○	×	×	申請不可※3	同上	

※1 協議会等の場合、協議会自ら、もしくは協議会の構成員に輸出実績があれば、事業実施主体として輸出実績の要件は満たす

※2 別の構成員が認定品目団体会員要件を満たしていれば、認定品目団体会員ではない構成員も事業への参加は可能。その場合も「その他」として申請すること

※3 別の構成員が輸出実績要件を満たしていれば、輸出実績がない構成員も事業への参加は可能。その場合も「その他」として申請すること

# よくあるご質問

分類	質問	回答
制度の基本について	認定品目団体に所属する団体に所属している場合、会員要件を満たしますか	認定品目団体の会員である団体に所属している場合、認定品目団体の会員要件を満たします。
制度の基本について	本事業により輸出拡大に取り組もうとする●●は、輸出重点品目の○○に該当しますか (例：冷凍寿司、たいのあらを使ったふりかけ)	本事業の取組の対象として申請いただいた物品が重点品目に該当するかどうかは、社会通念上、同一と認められるかという観点で、農林水産省が確認します。対象とする予定の品目について、重点品目に該当するか疑義がある場合は、申請前に事務局までお問い合わせください。

(例①) 粉末茶 → 「茶」に**該当します**。

(例②) ほたて貝玉冷 → 「ホタテ貝・ホタテ貝加工品」に**該当します**。

(例③) ぶりフィレ → 「ぶり」に**該当します**。

(例④) 冷凍寿司 → 「米・パックご飯・加工米飯・米粉及び米粉製品」に**該当します**。

(例⑤) カステラ → 「菓子」に**該当します**。

(例⑥) ヨーグルト → 「牛乳乳製品」に**該当します**。

(例⑦) たいを加工する際に発生するあらを利用したふりかけ → 「たい」には**該当しません**。

# よくあるご質問

分類	質問	回答
事業実施主体について	重要市場の取組を申請できるのはどんな団体ですか	本事業に応募することができる事業実施主体は、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、事業協同組合、事業協同組合連合会、独立行政法人又は法人格を有しない団体のうち輸出・国際局長が特に必要と認める団体のいずれかです。
事業実施主体について	認定品目団体の会員以外でも申請できますか	認定品目団体の会員と有機的に連携して事業を実施することを前提に、申請することができます。 または、認定品目団体の直接会員ではないものの、所属する協議会等が認定品目団体の会員であれば申請できます。
事業実施主体について	認定品目団体の会員になれない合理的な理由とはどのようなものが該当するのでしょうか	例えば、認定品目団体会員要件が品目のメーカーのみに限られている場合、商社は認定品目団体会員になることはできません。このような場合は合理的な理由として認められます。
事業実施主体について	海外現地法人は本事業の事業実施主体になれますか	海外現地法人は、本事業の事業実施主体になることはできません。ただし、組織運営に関する要件等を満たす団体が事業実施主体である場合に、当該団体の構成員に海外現地法人も含めることは可能です。

# よくあるご質問

分類	質問	回答
事業実施主体について	GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）への登録は必要ですか	事業実施主体は必ずGFPコミュニティサイトへに登録する必要があります。一方で、連携先の登録は必須ではありません。仮に連携先が登録していたとしても、事業実施主体が登録していなければ要件を満たしたことにはなりません。
輸出実績について	輸出実績は必要ですか 輸出実績とみなされるにはどのような条件が必要ですか	事業実施主体は必ず輸出実績が必要です。本事業の対象としようとする国・地域において、直近2年以上の期間にわたる輸出の実績を有する必要があります。
輸出実績について	申請前の1年に輸出を1回行ったのですが、輸出実績として申請することはできますか	直近2年事業の期間に2年間連続して輸出実績が必要です。1年に1回の輸出実績が2年連続していれば認められますが、1年に1回だけでは、2年以上の実績として認められません。 なお、テストマーケティング等の輸出実績は、実績として認められません。
輸出実績について	輸出実績について証拠書類は必要ですか	申請に当たっては、事業実施計画書に証拠書類の添付は不要ですが、必要に応じて証拠書類を確認させていただく場合がありますので、あらかじめご準備いただきますようお願いいたします。

# よくあるご質問

分類	質問	回答
輸出実績について	連携先が輸出実績があれば、輸出実績がない事業者も事業実施主体として輸出実績の要件は満たしますか	連携先が輸出実績があったとしても、輸出実績がない事業者は事業実施主体としての輸出実績要件は満たしません。輸出実績がある連携先が事業実施主体としてご申請いただくか、当該連携先と団体を組んでの申請をご検討ください。なお、協議会等の構成員が輸出実績を有する場合、当該協議会等が輸出実績ありとみなすことが可能です。

事業実施主体区分	事業実施主体	連携先	協議会等構成員	輸出実績要件充足	備考
民間企業等	輸出実績あり	輸出実績あり	—	○	
		輸出実績なし	—	○	事業実施主体に輸出実績があれば連携先に輸出実績がなくても実績要件は充足
	輸出実績なし	輸出実績あり	—	×	連携先に輸出実績があっても、事業実施主体にない場合は実績要件は充足しない
		輸出実績なし	—	×	
協議会等	輸出実績あり	—	輸出実績あり	○	
		—	輸出実績なし	○	
	輸出実績なし	—	輸出実績あり	○	協議会等に輸出実績がなくても、構成員に輸出実績があれば実績要件は充足
		—	輸出実績なし	×	

# よくあるご質問

分類	質問	回答
輸出実績について	イスラム諸国やEUは、それぞれの地域の1か国に輸出実績があれば、その地域（イスラム諸国、EU）すべての国に輸出実績があるとみなされますか	個別の国ごとに輸出実績をカウントします。地域内の他国については、当該国への輸出実績がない場合、輸出実績があるとはみなせません。
輸出実績について	商社を介して輸出を行っていますが、輸出実績としてみなされますか	商社等を介した間接貿易であっても輸出実績となります。
輸出実績について	商社を介した輸出について、証拠書類はどういったものを準備すべきですか	事業実施輸体が商社に卸していることが証明できる書類と、商社がどの国に輸出しているかがわかる書類をご準備ください。

# よくあるご質問

分類	質問	回答
輸出実績について	団体として申請を行う場合、団体に参加する事業者の輸出実績を、団体の輸出実績として申請することはできますか	団体に参加する事業者の輸出実績を、団体の輸出実績として申請することができます。
輸出実績について	連携先にも直近2年以上の輸出実績は必要ですか	連携先に輸出実績はなくても問題ないです。 輸出実績のある事業実施主体と連携して輸出事業を実施する場合、連携先は輸出実績がなくても、輸出事業を実施できます。
補助対象経費について	どのような経費が補助対象ですか	事業に明確に区分でき、証憑で金額の確認が可能なものが対象です。詳細は公募要領をご確認ください。
補助対象経費について	PC・カメラなどの機器の購入にかかる費用は補助対象経費ですか	PC/カメラなど、他の事業にも利用可能な汎用性の高い機器の購入費用などは申請できません。

# よくあるご質問

分類	質問	回答
補助対象経費について	建物・車両の購入は補助対象ですか	輸出拡大に資する取組以外に利用可能な汎用性の高いものであるため、これらの購入は対象外です。
補助対象経費について	他の補助金との併用は可能ですか	他の補助金の交付対象となっている経費について申請することはできません。
補助対象経費について	社内発注を行う場合の役務費・委託費は補助対象経費になりますか	役務費の場合、民間企業内部で社内発注する場合は、利潤を排除した実費弁済が対象です。委託費の場合、利潤を排除した実費弁済の経費のみ対象であり、また、本事業の主たる部分を委託することはできません。
補助対象経費について	海外現地法人が機器を現地に導入することはできますか	組織運営に関する要件等を満たす団体の構成員である海外現地法人であって、本事業に不可欠な機器の導入であれば対象となります。また、海外に設置する機器を購入できる取組主体は、日本法人の出資比率が過半を占める現地法人に限ります。なお、団体は、法定耐用年数期間中は目的外使用、譲渡、貸付又は担保に供するなどの財産処分を制限する必要があるほか、国が必要に応じて行う現地調査等を受検する必要があります。

# よくあるご質問

分類	質問	回答
補助対象経費について	ジェトロが支援するような大型展示商談会への出展費用は支援対象ですか	ジェトロや品目団体が実施する展示会出展や商談会については、その参加のための経費の支援を受けられる補助事業がそれぞれ措置（戦略的輸出拡大サポート事業、品目団体等輸出力強化支援事業）されているため、これらの事業の活用をご検討ください。
補助対象経費について	事業の事前着手で発生した経費に補助金は交付されますか	補助金の交付決定を通知する前において発注等を完成させた経費については、補助金の対象にはなりません。事前着手届が提出された場合、その限りではありません。
補助対象経費について	ビジネスクラスの航空券の旅費も補助対象ですか	航空券については、原則としてエコノミークラスのみが補助対象です。
補助対象経費について	補助対象経費の「定額」とはこういった意味ですか	定額は、補助対象となる経費の100%を補助（経費1万円なら補助額1万円）という意味です。ただし、原則消費税額は補助対象になりません。

# よくあるご質問

分類	質問	回答
成果目標について	成果目標はどの期間内に達成すればよいですか	カウント期間①（2026年1月～2026年12月末） カウント期間②（2027年1月～2027年12月末）のどちらかの期間が対象です。
成果目標について	成果目標を達成できなかった場合のペナルティはありますか	補助事業者を通じて、達成できなかった要因の分析や達成のための取組を促す等の指導を行います。
申請単位について	同一の事業実施主体が複数の申請事業を申請することはできますか	申請することは可能です。事業の採択は申請事業単位で行うため、同一の事業実施主体が複数の申請事業を申請した場合、1つの申請事業しか採択されない場合があります。複数の申請事業のそれぞれが連動しなければ、事業目標が達成できなくなる場合等は、1つの申請事業として申請してください。
申請単位について	1つの輸出重点品目を、複数の対象国へ輸出する取組の場合、1つの事業として申請することはできますか	複数の対象国へ輸出する事業を1つの事業として申請することは可能です。

# よくあるご質問

分類	質問	回答
申請単位について	事業内容と輸出重点品目は同じだが、対象国が異なる場合、それぞれの事業で複数の申請を行うことはできますか	輸出重点品目、事業内容が同じであっても、対象国が異なれば異なる取組として申請することができます。
申請単位について	輸出重点品目と対象国は同一だが、事業内容が異なる場合、それぞれ別の事業として申請することはできますか	重点輸出品目と、対象国が同じ場合、事業内容が異なっても、2つの事業に分解して申請することはできません。
申請単位について	輸出重点品目だが認定品目団体がない場合、単独で申請可能でしょうか？ 輸出重点外品目の場合はどうすれば申請可能でしょうか	認定品目団体がない輸出重点品目や輸出重点外品目については、いずれの場合も認定品目団体会員と有機的に連携した取組として申請いただく必要があります。 これらの場合は、公募要領2.1（1）「認定品目団体が現に存在する場合」に該当しないため、認定品目団体の会員でなくても、公募要領2.2（2）輸出実績を有している等の要件を満たしていれば事業実施主体としての要件は満たしますが、公募要領2.2（3）b.に記載がある通り、認定品目団体会員と有機的に連携した取組内容であることが必要です。

# よくあるご質問

分類	質問	回答
審査について	審査はどういった方法で行われますか	審査は事業実施主体の適格性、事業実施内容及び実施方法、事業の効果並びに行政施策との関連性等を勘案して総合的に行います。公募選考会において審査を実施し、予算の範囲内において、得点が高い者から順に、補助金交付候補者を選定します。
審査について	公募選考会の内容や、不採択になった際の理由は教えてくださいませんか	公募選考会の内容については、非公開です。また、審査の経過や結果（不採択の理由等）に関するお問い合わせにはお答えできません。
審査について	事業終了後、実績報告を行う必要はありますか	事業実施主体は、補助事業の完了後、重要市場事業事務局に対して、実績報告書を提出する必要があります。

# よくあるご質問

分類	質問	回答
その他	借入計画に変更が生じた場合、報告義務は発生しますか	発生します。借入計画に変更が生じたときは、当該変更の内容及び変更に伴う対応方針について重要市場事業事務局に報告を行ってください。
その他	今回の事業は来期以降も継続しますか	本事業は今年度（7年度補正予算）が初めての事業です。来年度（8年度当初予算）でも同様の事業を行いますが、来年度（8年度補正予算）において本事業が実施されるかは現時点では不明であり、お答えできません。
その他	本事業の実施に必要な所要額について、申請を行うときに見積書の提出は必要ですか	申請時に見積書の提出は必須ではありませんが、必要に応じて費用の見積書等を提出いただく場合があります。

# 更新履歴

Ver	日付	区分	更新内容	備考
1.0	2026年2月16日	新規作成	—	
1.1	2026年2月18日	変更・追加	<ul style="list-style-type: none"><li>• P.9 旅費に関する質問を追加</li><li>• P.11 認定品目団体がいない場合の質問表現を変更</li><li>• P.11 輸出重点外品目の場合の質問を追加</li></ul>	
1.2	2026年2月24日	追加	<ul style="list-style-type: none"><li>• P.3 認定品目団体の会員要件に関する質問を追加</li><li>• P.7 輸出実績に関する質問を追加</li><li>• P.7 商社を介した貿易に関する質問を追加</li><li>• P.7 間接貿易に関する質問を追加</li><li>• P.10 補助対象経費に関する質問を追加</li><li>• P.14 来期以降の事業に関する質問を追加</li><li>• P.14 提出書類に関する質問を追加</li></ul>	
1.3	2026年2月26日	追加	<ul style="list-style-type: none"><li>• P.2 連携先、委託先、その他の質問回答を追記</li><li>• P.3 連携先の判定に関する質問を追加</li><li>• P.4 協議会構成員に関する質問を追加</li></ul>	